

No	項 目	質 問	回 答
1	共通項目	訓練時間を 1 時間当たり50分で設定予定だが、一部カリキュラム（同行援護従業者養成研修や難病患者等ホームヘルパー養成研修の授業）においては、60分とすることを検討している。今回の大阪府委託訓練事業において、カリキュラムによって60分授業に変更するということは可能か。	様式第A-3号に記入いただく開講時間は固定でご提案ください。選定された場合は、大阪府と協議してください。
2	共通項目	要領17Pに「事業継続計画」についての記載があるが、まだ認定を受けていないようであれば、契約期間内に認定書を提出するよう努める必要があるという理解で宜しいか。	認定書の提出等は求めませんが、策定するよう努めてください。
3	共通項目	選定方法について、科目を複数申請した場合、開講月によっては科目でバッティングすることもあると思うが、提案書の段階で、2以上の科目を受託してもバッティングしないようにしておく必要はあるか。	選定された科目は全て実施していただきます。教室や講師の配置等、運営体制を勘案した上で、必ず開講できる範囲での提案としてください。
4	共通項目	同じ建物に 4 教室ある場合、提案書には 4 教室を記載し、受託後にどの教室で授業を行うかを決定することは可能か。	教室については、面積に応じて審査の点数が変わります。その為、受託後に決定することはできません。訓練を実施する教室は確定させた上でご提案ください。
5	共通項目	チェックリストP.19の「就職支援責任者」と「就職支援担当者」は「TEL」を記入と記載されているが、様式第B-4号にはTELを記載する欄がない。どちらが正しいのか。	様式B-4号にTELの記載は不要です。 チェックリストの当該部分の「TEL」を削除しました。
6	共通項目	キャリアコンサルティング技能検定合格証書と職業訓練指導員免許証は資格の有効期限がないが、様式第B-4号の有効期限は空白でいいか。	キャリアコンサルティング技能検定合格証書と職業訓練指導員免許証の場合、空白で提出してください。
7	共通項目	様式第C-1号の開講希望月の記載は、開講月順か優先順位の月順かどちらを記載したらいいか。	開講月順で記入してください。
8	共通項目	チェックリストP.17「トイレ」について、労働安全衛生法・・・満たしているか確認、とあるが、賃貸の場合ビルのオーナーに確認するだけでいいか。	確認方法は問いませんが、提案者の責任のもと確認してください。
9	共通項目	カリキュラムで使用する教材の写しについて、いろんな訓練科目で使用する共通のテキストは使用する訓練科目名をすべて記載した上で1枚だけ提出したほうがいいのか、それとも訓練科目名ごとにまとめて提出したほうがいいのかどちらがいいか。また、まとめて提出した場合の見出し（R01等）は付けた方がいいか。	教材の写しについては科目ごとの提出を想定していますが、テキストごとにまとめて提出いただいても構いません。なお、科目ごとにまとめて提出される場合は見出しをつけてください。
10	共通項目	様式第A-15号の列幅（列の結合の位置）は変更してもいいか 例）「具体的内容」はC～H、「得られる効果」はI～Jで結合されているが、「具体的内容」をC～G、「得られる効果」をH～Jの結合に変更することは可能か。	文字サイズ10.5ポイント以上で A 4 片面二枚に収まるのであれば、変更していただいても構いません。
11	共通項目	電子書籍のテキストを受講生負担の教材としてよいか	電子書籍のテキストについて、受講生各自が排他的で自由に使用できる場合、受講生負担として構いません。ただし、購入方法がクレジットカードのみ等で購入できない受講生がいる場合、代替措置がとれるようにしておくこと。
12	共通項目	サーバーレンタル費用や生成AI ツール（例：ChatGPT）の月額利用料を受講生負担の教材としてよいか	受講生各自が排他的で自由に使用できる場合、受講生負担として構いませんが、訓練時間中にしか使用できない等、受講生各自が排他的で自由に使用できない場合は受講生負担とすることはできません。 また、購入方法がクレジットカードのみ等で購入できない受講生がいる場合、代替措置がとれるようにしておくこと。
13	知識等習得コース	受講生にミスマッチの少ない就職を目指していただくのを目的として職場見学等をカリキュラムの中に組み込む予定。職場見学等は施設の就業時間に合わせることになるので7時間が通常となるが、職場見学等に限っては7時間としても問題ないか。	職場見学等にかかわらず、一日7時間の訓練時間の設定は可能です。 （ただし、短時間訓練については、訓練生の置かれている事情に配慮した設定時間とすること） 7時間目まで訓練を設定される場合は、様式A-3号において、開講時間の7限目まで記入してください。
14	知識等習得コース	様式A-10号について、科目の欄を学科・実技で分けるなど多少の変更はして問題ないか。	科目数追加のため、行数を増やすことは可能です。 介護系科目（R18からR28まで）については、大阪府で科目順を設定しているため、科目順変更はしないでください。
15	知識等習得コース ・ 企業実習付コース	チェックリストP.5の「13託児実施施設名」と「14企業実習付・・・」のところに「別紙のとおりと記入する」と記載されているが、企画提案書の見本の様式第A－1には「別紙参照と記入すること」と記載されている。どちらが正しいのか。	様式A注意点に記載の「別紙参照と記入すること」を「別紙のとおりと記入すること」に修正します。 なお、今回の提案にあたっては別紙参照と記載いただいても構いません。
16	知識等習得コース ・ 企業実習付コース	公募要領P.10 7(1)イの4行目から「その結果、契約候補者が・・・受託上限開講月数の範囲内で、開講希望月に記載された優先順位に応じて契約候補者としします」と記載されていますが、受託上限開講コース数を「2」と記載していても開講月数によっては「1」しか受託することができない場合、「1」だけでも受託できるのか。それとも必ず「2」を受託しないといけないのか。また他の科目の受託状況が分かったうえで検討できるのかどうか。 例）「オフィスソフト+Webサイト制作基礎科」で7, 9, 11, 1月すべてに優先順位を付けて提出（上限開講月数は2、教室は1教室で申請）。審査の結果1位が7月と9月を受託した場合、11月と1月では1教室で行うことができない為、11月のみ受託することは可能かどうか。他の受託状況がわかれば、空き教室が確認できて1月も受託可能となるため、他の受託状況も知ることができるのかどうか。	公募要領P.10 7(1)イの4行目からについては、得点順位が2番目以降の提案者を契約候補者に決定する際の方法を記載しております。決定については審査結果に応じて決定されるものですので、提案者が決定後に開講月を検討していただくことはできません。例示いただいた内容でご提案された場合、11月と1月両方を受託いただくことになります。 選定された科目は全て実施していただきますので、教室や講師の配置等、運営体制を勘案した上で、必ず開講できる範囲での提案としてください。